

各小委員会において検討中の主たる法改正事項

(1) 基本問題小委員会

- ① 審査負担の増大や手続のデジタル化に対応し収支バランスの確保を図るべく、特許料等の料金体系を見直す。
- ② 特許料等の予納方法について、印紙予納を廃止し口座振込等による予納を可能とする。

(2) 特許制度小委員会

- ① 特許の無効審判等の審理方式（従来は、審判廷に出頭しての口頭審理）について、審判長の判断でウェブ会議システム等を利用して手続を行うことができる旨の規定を設ける。
- ② 感染症拡大や災害等の理由によって特許料の納付期間を経過した場合に、相応の期間内において割増特許料の納付を免除する規定を設ける。
- ③ 特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に、当該権利を回復できる要件を緩和する。
- ④ デジタル技術の進展に伴う特許権のライセンス形態の複雑化に対応し、特許権の訂正等における通常実施権者（ライセンスを受けている者）の承諾を不要とする。
- ⑤ 特許権侵害訴訟において、一定の要件の下（裁判所が事件の処理にとって必要と認める場合等）、裁判所が広く第三者から意見を募集できる制度を導入する。

(3) 意匠制度小委員会・商標制度小委員会

- ① 増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持込む行為を意匠権・商標権の侵害として位置付ける。
- ② 意匠・商標の海外から日本への国際出願について、その審査結果を書面郵送手続に代わり電子的に通知する手段を導入する。

(4) 弁理士制度小委員会

- ① 農林水産関連の知的財産権（植物の新品種・地理的表示）に関する相談等の業務について、弁理士が行うことのできる業務として追加する。
- ② 弁理士の所属する法人の名称を、特許業務法人から弁理士法人に変更するとともに、その設立・存続要件を、弁理士社員2名以上から1名以上に変更する。